

平成26年度第1回

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成26年5月20日（火）

午前10時から

場所：庁議室

文京区総務部総務課

出席者：（委員）内山忠明 前田俊房 渡辺雅史 田上侑司 木元武一 吉川豊

山内まり子 中川和夫

（事務局）総務部長 渡部敏明

総務部総務課長事務取扱総務部参事 林顕一

総務部総務課情報公開・法務担当主査 松原正和

総務部総務課情報公開・法務担当主事 西村かおり 藤田美菜

## 1 開会

○総務課長 それでは、おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、開会に当たりまして、初めに審議会委員の交代についてご案内させていただきます。

公募委員の杉原委員から、委員を辞任したい旨の申し出がございまして、平成26年3月31日付で辞任届を受理してございます。

そこで、平成25年度に実施いたしました公募委員選考にご応募いただいた方の中から、選考結果を踏まえまして、中川和夫様に残りの任期について委員就任を依頼させていただき、4月21日にご本人様から承諾書をいただきました。

それでは、ご紹介をさせていただきます。新任の中川委員でございます。

○中川委員 中川です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の委員の出席の状況でございますけれども、木元委員がまだお見えになっておりませんが、欠席のご連絡をいただいておりますので、定足数を達してございますので、このまま会を進めさせていただきたいと思っております。

本日は、文京区情報公開条例及び文京区個人情報保護条例に基づきまして、平成25年度における各制度の実施状況等、2件のご報告をさせていただく予定でございます。

それでは、進行を内山会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 2 議事

○内山会長 お忙しいところをご参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、平成26年度第1回の文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開催させていただきます。

ご案内いただきましたように、本日の議事案件は、2件プラスその他ということでございます。

まず最初に、報告第1号につきまして、これは総務課長さんからご説明いただくということでございます。お願いいたします。発言はご着席のままでということで、お願いいたします。

○総務課長 それでは、着席をさせていただいて、ご説明をさせていただきます。

まず、資料についてでありますけれども、お手元に事前に送付をさせていただいておりますけれども、報告第1号の資料といたしまして資料第1号から第10号まで、右下に通してページをつけてございますけれども、1ページから118ページまででございます。

次に、報告第2号の資料といたしまして、資料第11号、第12号、ページは119ページから121ページまででございます。よろしいでしょうか。

それでは、1ページの資料第1号からご説明をさせていただきます。

資料の第1号は、1-1と1-2となっておりますけれども、25年度の行政情報の公開請求件数をとりまとめたものでございます。1ページの1-1号につきましては、所管別に請求件数を整理したもの、3ページの1-2号は、その詳しい請求内容でございます。

1ページの下合計欄にありますように、25年度の請求件数は413件で、そのうち即日公開されましたのは239件となっております。参考までに、過去3年間の請求件数の推移でございますが、22年度は249件、23年度が332件、24年度が381件でございます。

次に、3ページをお願いいたします。資料の1-2号でございます。特徴的なところを申し上げますと、13ページ、25059番、それと14ページの25071番などの保険証券に係る請求が90件となっております。そのほか3ページ、25004、5ページの25016、25022番などの指定管理者の関係にかかわるもの、3ページの25001、5ページの25017、25021などの食品衛生関係がやはり請求件数の多い案件となっております。

続きまして、61ページから72ページまでの資料第2号でございますけれども、個人情報の開示請求件数をとりまとめたものでございまして、61ページの2-1号は、所管別に件数を整理させていただいたもの、63ページの2-2号は、請求内容でございます。61ページの中ほど、すみません、右下のページで申し上げますけれども、右下のページ数61ページの中ほどでございます合計欄、25年度87件の個人情報の開示請求がございました。過去の開示請求は22年度が58件、23年度54件、24年度は61件となっております。

1枚おめくりいただきまして、右下の63ページにありますけれども、資料の2-2号でございます。戸籍住民課が所管しております住民票や戸籍関係書類の発行状況についての事項情報の開示請求が多くございました。

また、65ページ、25030番、広報課で実施しております法律相談に使用されました相談表の記録内容についての削除請求がなされましたけれども、所管課では不承諾決定を行っております。

続きまして、73ページをお願いいたします。資料第3号でございますけれども、情報公開条例で公表が義務づけられている、あるいは努力義務となっているものがありますが、条例に基づきまして実際に行政情報センターにおいて公表したもののリストでございます。

条例第22条に基づきます公表資料では、区の基本計画、各分野の個別計画、附属機関の報告書、議事録、主要事業の進行状況など、区政の説明責任を果たす上で重要と思われる情報については、公表が義務づけられているというものでございます。

次のページになりますけれども、条例第23条で、情報提供が努力義務となっている資料がございますけれども、法定資料や調査報告、事業概要などがこれに当たるものでございます。文京区では、条例の規定にかかわらず、行政情報センター及び区のホームページ等におきまして、情報を提供するように努めているところでございます。

次の75ページ、資料第4号から第9号までが個人情報保護制度に係る報告事項でございます。75ページをお願いいたしますけれども、資料第4号でございます。個人情報の業務登録の登録状況で、個人情報の業務登録件数は中ほどの合計欄、522件となっております。昨年が511件ということで、若干の増加ということでございます。

個人情報のファイルにつきましては、一番下の合計欄、107件の登録がございました。

新規業務登録につきましては次の76ページ、廃止につきましては77ページに一覧がございました。

次の79ページをお願いいたします。資料第5号は、個人情報を取り扱う業務を外部委託したものの一覧でございます。個人情報の取り扱い業務の透明性を確保する趣旨から、審議会に報告することとされておりますデータ処理、通知書等の大量交付、専門的業務の共同処理などで業務委託されたものが記入されてございます。

続きまして、99ページをお願いいたします。資料第6号でございますが、指定管理者制度適用施設の一覧となっております。平成18年から指定管理者制度が導入されておりますけれども、ご覧の施設を指定管理者によって運営してございます。

続きまして、101ページ、資料第7号でございます。個人情報を利用した業務の一覧でございます。法令やこの審議会のご意見を伺いまして目的外利用が認められたものにつきまして、区の内部で本来の業務目的以外の業務に利用しているものでございまして、税情報や福祉、年金関係の情報を福祉、介護・医療関係業務に利用していることを表したものでございます。

続きまして、107ページをお願いいたします。資料第8号でございますが、個人情報の外部提供した業務の一覧でございます。外部提供につきましては、法令や審議会の意見を聞いて、区の機関以外のものへ個人情報を提供したものでございます。

税の情報や戸籍、食品衛生監視業務に係る個人情報を、他の官公庁等に提供しております。外部提供の根拠といたしましては、「審議会（事前一括承認）」とあるものが大部分を占めておりますが、これは審議会の事前一括承認事項の中で個人情報の提供を受ける側の法令根拠に、「調査することができる」、「照会できる」など、いわゆる「できる」規定がある場合に提供の可否について区側で一定の判断をした上で提供されているものの該当事項でございます。

続きまして、113ページになりますけれども、資料第9号、外部結合した業務の報告でございます。外部結合につきましては、実施機関以外のものが管理する電子計算組織と通信回線を結合して、個人情報を提供する場合でございます。

平成14年に開始いたしました住民基本台帳ネットワーク、平成22年度から開始いたしましたマルチペイメントネットワークを利用した住民税、軽自動車税の収納、平成25年度から開始いたしました戸籍副本の法務省、戸籍副本センターへの送信、これらが該当いたします。外部結合によります動向の詳細につきましては、資料のとおりでございます。

以上が資料第4号から第9号までの個人情報の保護制度に係る報告案件でございます。

次に、117ページになりますけれども、資料第10号、こちらは昨年度の当審議会及び審査会の開催状況でございます。1にございます審議会につきましては、昨年度2回開催いたしました。定例報告と1点の諮問を行ってございます。

2の審査会につきましては、2回開催してございまして、新規の救済の申し出については、2件ございました。事案の概要と審査結果は資料のとおりでございます。

以上が定例報告でございます。よろしくをお願いいたします。

○内山会長 定例報告について、項目についてのご紹介にとどまらざるを得ませんが、ご紹介をしていただきました。

このことについて、ご質問、ないしはそれに関するご意見等がございましたら頂戴させてい

たきます。

どうぞ。

○渡辺委員 ちょっと1件だけ教えていただきたいんですが、件数は年々増えているということで、それはそれでいいことなのかなと思うんですが、実際にその一件一件にかかるコピーと  
いうのか、資料の枚数と  
いうのか、その辺はどういうふうな状況になっているのかと  
いうのを  
お聞きしたいんですが。

というのは、会長、実は今年のたしか春だったでしょうか、議会のほうにも情報公開の請求をいただきまして、実はその内容、案件が旅費に関する帳票資料一式ということ  
でいただきまして、ちょっと膨大な量になってしまって、なかなかすぐに対応ができなくて、請求者の方にちょっとご迷惑をかけてしまったということもあって、そういう場合の運用の仕方  
とか、  
その中でどういう部分の情報が欲しいのかと  
いうこと、  
例えばこのやりとりがあって、実際に見ていただいて、ここの部分  
というような、  
そういうようなこと  
というのは、調整  
と  
いうんですか、請求者との間のやりとり  
と  
いうのがあると、もっとスムーズに早く的確な情報がお出しできるのかなと  
感じているところなんです  
が、その辺も含めて、実際の現場でのやりとりと情報のお出ししている量について、  
どんなふう  
に感じておられるのか、  
どういうことが課題だと思っておられるのか、  
ちょっとお聞きしたいなと思っております。

○総務課長 1回の件数で、A4の紙1枚だけというものの中にはございますけれども、ほとんどの案件なら数枚という形になります。

それで、後ほどご報告する予定の中で、資料の119ページをちょっとご覧いただければと思うんですが、資料第11号をご説明する際にかかわる内容になるんですが、ここの備考の一番下のところ、2,563ページを一部公開したという、こういう事例がござい  
ます。このように、数百枚という事例も年間何件がござい  
まして、情報公開請求については即日公開が原則ではござい  
ますけれども、一度延長を  
かけさせていただき、さらに、その情報量が多いために、情報を集めてくるということと、あるいは全部公表できれば支障はないんですが、どうしても個人情報が含まれていたり、あるいは法人情報が含まれて  
いますと、一部非開示となる部分  
がござい  
ますので、それを黒塗りするために  
相当な時間を要するための再延長をする  
という  
ようなケースが中にはござい  
ます。

今回この情報公開の件数の中で、例えばこの資料の1-2号がござい  
ますけれども、請求者は違いますが、繰り返し請求されてくるというものも中にはある  
というのが実態でござい  
ます。

○渡辺委員 じゃ、その辺は大体のものは即日対応ということ  
でできているけれども、中には

そういうようお願いをして、了解を得て後日というケースはこれからもあり得るとい  
ことでよろしいですか。

○総務課長 そうですね。住民の方の行政への関心の高まりとか、あるいはいろんな企業さん  
がいろんな情報公開請求をしてくるケースが年々多くなってきてございますので、その内容に  
よっては、どうしても個人情報保護の観点から黒塗りする、それを一件一件、数百ページ  
あるものも一枚一枚見ながら、出せるところと出せないところの確認をするためには、若干時  
間をいただくというケースが多くなっているというのが現状でございます。

○渡辺委員 わかりました。ありがとうございます。

○内山会長 今の渡辺委員のご質問の中には、その具体的な作業のことについてもお聞きでし  
たので、私もそのことについて関連して質問させていただきたいんですけども、一部公開を  
するときには、基本的には原本をまずコピーをして、それからその非開示をするべき部分を黒  
塗りして、その上でさらにコピーをして渡すというふうな手順をとるんですね。

○総務課長 そのとおりでございます。

○内山会長 それが1,000枚、2,000枚という分量になると、それに当たる公務員の作業時間も  
相当なものが必要になるということになるんでしょうかね。

○総務課長 実態としては、そういうところでございます。

○内山会長 文京区では、大量請求といっても、せいぜい1,000枚程度のもので済んでいるん  
ですか。聞くところによりますと、段ボール箱に3箱分、4箱分をやらなくちゃいけないとい  
うふうな、そういう請求もあったりして、そのような請求について、どのような対応をするか  
というふうなことを苦慮している行政庁もあるかというふうに聞きましたけれども、文京区は  
まだそういう事例は直面していないでしょうか。

○総務部長 この報告第2号にある2,600枚ぐらいですか、あるいは25年度ですと3,000枚台、  
このあたりが突出して多かったケースでございます。

あと、渡辺委員がおっしゃった、ある行政資料一式みたいな形で請求されるケースも少なく  
はございません。なるべく、行政情報センターの窓口で見たい情報を特定するような形で請求  
人とやりとりはするんですが、やっぱり一式くれと言われてしまうと、膨大な量を一件一件、  
個人情報がないとか、そのあたりをチェックしながら公開の手続きを進める関係で、どうし  
ても時間がかかってしまうというケースはございます。

○総務課長 数字で申し上げますと、昨年度最も多かったのは約3,000枚、これが一番多かつ  
た件数です。また、2階の行政情報センターで、コピー代1枚10円実費をいただいているとこ

ろなんですけれども、行政資料のコピーも含め前年よりも、歳入金額を見ますと約9万円前後増加しているということからすると、9,000枚程度の増加という数。

○渡辺委員 全部で。

○総務課長 はい。

○内山会長 どうぞ。

○前田委員 前田です。今の一式と言われたときに、一式という、要するに特定していないじゃないですか。求める情報として極めて抽象的な請求だというときには、窓口としては、その一式の中の何なのかという、それはお互いに話し合いをするんですか。

○総務課長 一式と言われますと、その中の何が欲しいのかをやはり特定をしていただくことによって、無駄な枚数を出さなくても済むということもございますので、特定をするように、職員が窓口に行きまして、ご本人様とお話をするによって特定をするというような手法をとらせていただいておりますが、請求される方が一式と言われてしまいますと、それにかかわるものは準備せざるを得ないというのが実態ではございますけれども、そういう努力はさせていただいているところでございます。

○前田委員 一式ということで、抽象的で特定できないということでお断りするということはないんですか。

○総務課長 お断りはちょっとできませんので、お受けするということになります。

○前田委員 なるほどね。

○内山会長 どうぞ。

○渡辺委員 渋谷区のほうでそういう事務量が増えることに対する対策というか、何か策を講じられている動きがあったという話は聞いているんですけども、その辺の情報は入っていらっしゃいますか。

○総務課長 文京区の場合は、公開請求があれば、それを拒むことせずに、非開示になることはあったとしても対応させていただいてはおります。

他の自治体では、大量請求が行われているケースが、やはりどうしてもあるようには伺っているところでして、それは行政に対しての本当に情報が欲しくてやっているのか、また別の違った意味でやられているのかというところが何とも言えない部分がございます。

○渡辺委員 それは判別できないもんね。

○総務課長 はい、できませんね。難しいところです。

○渡辺委員 それを実際に拒否されているところがあるんですか、自治体の中で。これは本来



の目的とは違うので出せないというような判断をしている自治体もあるということですか。

○総務課長 あるようでございます。

○内山会長 具体的な訴訟の中で、権利濫用に当たるということで拒絶したということについて、それが相当であるという判例もあるようでございます。

ただ、権利濫用で拒絶するというふうなことの対応に出るというのは、よほどのことでない限りないと思いますけれどもね。

○渡辺委員 ありがとうございます。

○内山会長 そのほか、ご質問等ございませんでしょうか。

1点、私から確認のようなことですが、外部提供のことについて、当審議会が事前に一括承認基準を定めて提供をすることについて承諾をしているというようなご報告をいただきましたけれども、できる規定に基づいて、法令を提供する場合の一括基準ということですが、例えば弁護士会から個人情報ですとかそういうことについて開示を求められたときに、それが相当であるかどうかということについては、具体的には開示をする際に個別に判断をされているのか、ないしは、弁護士会の請求である審査会として一括基準を定めて承認をしている、自動的に開示をする、どちらの方策をとられているのかお伺いします。

○総務課長 そのような場合、開示が相当であるか、個別具体的に判断しております。以前、士業を名乗る方から請求があった件がございまして、よくよく調べていくと、職権での請求ということであったんですが、調べていきますと、どうやら詐称のような疑わしい点がありまして、それについては拒否をさせていただいたということもございます。

○内山会長 そうですか。

一括承認の中には、相当な判断をして、開示が相当だと認める限りにおいて承認しているんだと思いますので、個別に外形的には基準に合っているような照会であっても、自動的にそのようなことをすると、場合によっては問題が起こるかもしれませんので、一括承認というのは、少なくとも自動的に、機械的に何でも出していいという承認ではないと思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

それから、もう一点、個人的な質問に近いんですが、法律相談の中で個人情報を開示してもらいたいという請求があり、なおかつそれについて抹消してほしいということについて拒絶をしたというふうな対応があったというご説明をいただきましたけれども、文京区の法律相談を提供しているんでしょうけれども、相談を受けた弁護士さんは、文京区にこういう相談の内容でしたということについてレポートを出すのは出すのかもしれませんが、その際に個人を特定

するような情報、記述になっているのかどうか。

○前田委員 僕が答えましょう。私はもう何年も法律相談を担当していますけれども、システムとしては、予約で入ってきて午後1時から4時まで、1人30分。30分ですから、3時間で6人を見るということです。30分の中で、相談用紙があるんですが、その相談用紙には本人の名前と住所と年齢、職業、男女別で、その下に実は本人が書くべき事件の相談概要欄というのがあって、その下が回答欄になっているんですね。

最近の状況では、その相談概要をまず弁護士が聞き取って、簡略に書いて、それからその相談に入るというような形をとる。文京区のほうに報告を上げるのはその用紙のみなんです。相談用紙だけ。それ以上の例えば具体的にこれはこうだった、ああだったという報告は一切しないんです。ですから、事件の内容しか、あそこには概要しか書かれていないということです。

つまり、個人情報としてそれは全部開示されるということを前提にして、余り個人色を出すようなことは書かないようにというのが、今のいわゆる法律相談を受けている弁護士の対応なんです。

○内山会長 大体想像はつきましたけれども、その上で、そのような文京区が提供する法律相談のサービスの中では、そのような記録をとられていて、相談をされる弁護士さんにだけではなくて、文京区の組織にそのような情報が残るということについてまで告知をしているかどうかというふうなことなんです。

○前田委員 その告知はしていないんじゃないですか。

○総務部長 していないと思います。

○前田委員 ただ、目の前で記録をとるので、当然本人はこれが文京区の相談窓口というか、広報課に残るということは理解している。

○内山会長 なるほど。私も無料の法律相談というのは何度もやっていますけれども、その中で、要するにその個人の情報をどこまで保存して、その保存したものの管理をどこの範囲の者がするのか。何人もの人数の目に触れるようなことになると、法律相談自体はかなり厳密な管理が必要なものが多いわけですので、そのような配慮もしていただきながら、文京区として管理するとしても、職員の目に触れる数はなるべく少なくして管理するということが相当だと思います。というふうなことを申し上げておきます。

○総務部長 はい、所管のほうにも伝えておきます。

○内山会長 ありがとうございます。

報告第1号、多くの事柄についてご報告をいただきました。

ほかに、ご質問等、ご発言はございますでしょうか。

ございませんでしたらば、報告第2号、情報公開決定の特例延長について、これも総務課長さんからご説明いただくということによろしいでしょうか。

○総務課長 それでは、資料は119ページの11号と121ページの12号になります。

今回は特例延長を行いましたので、それを概要としてまとめたものが11号で、12号のほうは概要となっておりますけれども、時系列的な経緯をまとめたものが12号という形となっております。

今回、公開請求のありました行政情報は、特別区の生活衛生課長会、これは23区の課長で組織している会でございますけれども、その課長会の平成23年度、24年度、それと食品衛生主査会、これは係長級の会でございますけれども、23年度、24年度、それと25年度の7月までのそれぞれの資料の公開請求でございました。

25年8月29日に公開請求を受理いたしまして、情報量が大量であることや、検討中、検査取り締まりに関することを含むということで、公開までに時間を要するために、12月5日に2,563ページを一部公開したと、こういう事例でございます。

時系列的なものにつきましては、121ページの12号のほうに記載がされてございます。

なお、先ほど若干触れましたけれども、資料の22ページのところの番号が25116番、これがこの特例の延長した事案でございます。

ご報告は以上でございます。

○内山会長 それでは、このことについて、ご質問等があればということです。

私から質問させていただきますけれども、これは閲覧用に大量な文書を公開したというようなことですが、これは作業とすれば、先ほどお伺いしたとおり、原本をコピーして、黒塗りして、閲覧用のものを作成するまでは行うんですよね。原本をそのまま閲覧させるというようなことではないでしょうか。

○総務課長 この件につきましては、23区の課長会ということでございましたので、残る22区に対して、公開の可否について照会をかけたとか調整に時間を要したというのが1点ございます。

それと、複数年度の会議体での資料ということがございましたので、その資料の中身の確認、開示できるかどうかの確認、これらに時間を要したという案件でございます。

○内山会長 基本的には、公務員の情報しか載っていないから、開示は可能だということだったんですか。

○総務課長 一部の公開決定ということで、部分的には非開示となった部分がございますけれども、2,563ページ分の公開ということで、相当多くの文書が公開されたという事例でございます。

○内山会長 なるほど。なおかつ、これは閲覧用ということですから、公開の費用は、請求者は無償ということになるんですか。

○総務課長 写しの交付ではございませんので、閲覧だけでしたので、無償ということでございます。

○前田委員 前田です。閲覧だけの場合でも、原本を示すのではなくて、コピーを示すのですか。

○総務課長 全てのものが開示できる場合におきましては、原本をお示しすることが可能なんですけれども、一部でも非開示になってしまうようなものが含まれているときには、一度コピーをとって黒く塗り潰す必要がございますので、どうしてもそういう事務を要した上で閲覧をさせるという、そういう形となります。

○前田委員 文京区民に対するサービス提供という意味では、それぐらいの費用はしようがないというような文京区の立場ということで、極めて立派ということなんでしょうね。そういうことでしょうか。

○内山会長 そういうことだと思います。

○前田委員 はい、理解。

○内山会長 ただ、審議会ですから、こういう運営についてのことについてお考えいただいたり、ご意見をいただくという場ですからということで、今日はこういう議題が出ていますので関連してということですが、言ってみれば、こういうことについて情報公開をすること、個人情報の保護の観点から個人情報について開示をするというふうなことについて、それは当然必要なことだし、やるべきことですが、そのことについて、どういうコストがどういう場面でかかるかということについて、行政内部は存じているんでしょうけれども、例えば区民ですとか議会ですとか、どの程度のコストがかかって、そのコストについて支弁することが何か問題はないかというふうなことも場合によっては必要になるようなことがあるかもしれないなどというふうに思いますけれども、文京区の財政規模からすると、この程度のコストが文京区の区政運営に支障を来すようなことはないんだと、それは思いますけれども。

○総務課長 なかなかコストをお示しするというのは難しいものがございますけれども、先ほど申したように、1件の公開請求に対して相当日数がかかっていると。それはいたずらに机の

上に置いておいて時間が過ぎたわけではなくて、職員がいろいろな文書を特定するために資料を集めたりとか、あるいは非開示となる部分がどこかということを一枚一枚確認をしながら、場合によっては黒塗りをするという、そういう時間的なところでは見えないコストが相当かかっていることは事実でございますので、それを、だからといって、じゃ、時間当たり幾らなので、その分請求者にご負担を求めるかという、それはまたちょっと制度的に違うものかなというふうに考えております。

○内山会長　そうですね。有料にするかどうかということ自体が問題だとは思いますが、その有料の価格をどの程度にするかということは問題ですが、しかし、どの程度のコストを行政は負担しているのかということについては、認識する必要がある場合もあるかもしれないというふうなことを申し上げただけです。いつも、そのコスト計算までして開示をしていただきたいということを申し上げているわけではございません。

それでは、報告第2号についても報告はいただいたということにさせていただきます。その上で、議事（3）その他ということがございますが、このことについて何かご用意はあるのでしょうか。

○総務課長　それでは、事務局のほうから委員の皆様への、これは情報提供という形になりますけれども、これまで建築計画の概要書等の閲覧請求があった場合には、情報公開制度と同様に写しの交付を建築所管課のほうで行ってまいりました。本年、26年4月から建築事務手数料条例がございまして、その条例の中で、写しの交付を行う際には交付手数料として1件当たり300円を徴収するという、そういう条例の改正を行って事務の流れが変わったという案件がございましたので、ちょっとこの場で情報提供ということでご案内をさせていただきます。

○内山会長　そのことについて、ご質問等があれば、よろしいでしょうか。

それでは、予定されていた議事については審議を終了させていただくということになります。この際ご発言等があればいただきますが、よろしいでしょうか。

### 3 閉会

○内山会長　それでは、ご苦労さまでございました。本日の審議会はこれで終了させていただきます。